

(健Ⅱ328F)
令和3年9月24日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の別添事務連絡がなされ、本会に対しても周知協力方依頼がありましたので、ご連絡いたします。

令和3年9月17日、第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

本事務連絡はこれを踏まえ、追加接種を迅速に行うための準備に当たって、現段階において留意すべき事項を連絡するものであり、概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてよろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡は、今後の検討状況により変更される可能性があることを申し添えます。

記

○早ければ令和3年12月からの開始が想定されていること

○対象者は今後示すとされているが、2回目接種を終了した全ての者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回行うことが想定されていること

○使用するワクチンは、追って示すとされていること

○医療機関等は、当該医療機関等の医療従事者等の意向を踏まえ、当該者に対し、当該者の住所地外であっても接種を行うことができるため、市町村または都道府県が管内の医療機関等に対して接種の実施意向の調査を行い、集合契約への参加など必要な準備を促すことがあること

○追加接種に当たり、既に日本医師会等に契約締結の事務を委任している医療機関は、新たに委任状を提出する手続等は不要であること

○1、2回目接種と異なり、やむを得ない事情がある場合を除いて、市町村が全追加接種対象者に対して、接種券一体型予診票（添付資料参照）を発行し、案内や接種済証とともに送付することが想定されていること

○追加接種対象者が接種済証を接種会場に持参し忘れた等の場合には、接種実施医療機関等から接種記録書を交付することが想定されていること

○費用請求支払については、1、2回目接種と同様であること

○ワクチンの流通及び分配について、1、2回目接種と同様の運用を想定しているが、詳細は追ってお知らせするとされていること

（参考）

第8回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料
（令和3年9月22日（水））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21217.html